

令和7年度
発生予察情報

病害虫発生予察 特殊報第1号

令和7年5月19日
埼玉県病害虫防除所
(TEL:048-539-0661)

キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)の発生について

県内で栽培されているキウイフルーツにおいて、本病の疑似症状を示す樹が確認された。病徴を生じている樹より試料を採取し、農林水産省横浜植物防疫所および埼玉県農業技術研究センターに検定を依頼した結果、県内未発生であったキウイフルーツかいよう病であり、同病のPsa3系統であると確認された。

* 特殊報：新規の有害動植物を発見した場合及び重要な有害動植物の発生消長に特異な現象が認められた場合に発表するものです。

1 病害名 キウイフルーツかいよう病 (Psa3 系統)

Pseudomonas syringae pv. *actinidiae* (Psa3)

2 対象作物 キウイフルーツ

3 発生確認の経緯及び国内での発生状況

- (1) 令和7年4月下旬、県内のキウイフルーツ栽培ほ場において、葉に多数の小斑点形成、新葉の展開不良、新梢の萎凋、枝や幹からの赤褐色の樹液漏出など、キウイフルーツかいよう病にきわめて類似した病徴を示す樹が複数確認された。4月28日に、3樹を対象に前年枝と今春展開した新葉を採取し、農林水産省横浜植物防疫所および埼玉県農業技術研究センターに検定を依頼したところ、キウイフルーツかいよう病のPsa3系統であることが判明した。
- (2) 今回発生を確認したキウイフルーツの品種はいずれも「紅妃(こうひ)」である。
- (3) キウイフルーツかいよう病Psa3系統は、国内では平成26年5月に愛媛県で初めて確認され、同年7月までに福岡県、佐賀県、岡山県、和歌山県、静岡県、茨城県(特殊報発表確認順)の計7県で確認された。翌年は新たに6都県(神奈川県、東京都、香川県、高知県、山口県、千葉県)で確認されるなど、短期間で国内に拡大した。これまでに本県を含めて合計17都県で発生が確認されている。

4 本病の特徴

- (1) キウイフルーツかいよう病は、病原性の異なる5つの系統(Psa1、Psa2、Psa3、Psa5 および Psa6) が知られている。Psa4 系統とされていた菌群は、現在は異なる pathovar (pv. *actinidifolium*) として扱われている。
- (2) Psa3 系統は2008年にイタリアで初めて確認され、他の系統に比較して病原性が強いとされる。数年でイタリア全土に分布を拡大するとともに他国へ分布を広げ、2014年5月に日本で初めて愛媛県で発生が確認された。

- (3) 葉身には黒褐色の小斑点を多数生じる（写真1）。また、小斑点の周囲には黄色のハローを伴うことが多く、黄色の小斑点のみの病斑もある（写真2・3）。
- (4) 新葉の展開が阻害されて奇形になったり、新梢が萎凋・枯死したりすることがある（写真4・5）。
- (5) 枝や幹からは赤褐色の樹液が漏出し（写真6・7）、汚白色の菌泥（病原細菌の集塊）を生じることがある（写真8・矢印）。激しく侵されると前年枝から新芽が伸長せず、枝幹が枯死する（写真9）。
- (6) 激しい病徴を示す枝を切除すると、しばしば内部が褐変している（写真10）。



写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10

(写真は全点とも埼玉県病害虫防除所原図)

5 本病の発生生態

- (1) 本病は雨媒伝染し、強い風雨により発病が著しく助長される。
- (2) 剪定時の器具や接ぎ木によっても伝染する。
- (3) 一次伝染源は枝幹から溢出した細菌（液、粘塊）で、葉では気孔や傷口等から、枝では傷口から感染し、二次伝染を繰り返す。
- (4) 病原細菌の生育に好適な温度は10～20℃程度と低く、夏季の高温期には発生が停滞する。

6 防除対策

- (1) 病原細菌が増殖しやすく、密度が高い状態となる発芽期～果実肥大期、収穫後～発芽前に薬剤を散布または樹幹注入する（表）。
- (2) 発病樹は伐採処分する。「ヘイワード」など、本病に対し比較的強い品種の場合には、発症部位の基部寄りから切除し、枝などは埋没または焼却処分する。なお、主幹伐採後の切り株から樹液が流出するため、切り口をビニル等で覆って樹液の飛散を防止する。
- (3) 伐採や剪定に使用した器具等から感染するため、消毒液による消毒を行う。
- (4) 傷口から感染するため、剪定後は必ず傷口に癒合促進剤を塗布する（表）。また、防風垣や防風ネットによる風対策を行う。
- (5) 苗木、穂木、花粉は感染のおそれの無いものを使用し来歴不明なものは用いない。また、花粉によって伝染するおそれがあるため、感染樹の花粉は絶対に人工授粉に用いない。
- (6) 適宜、栽培管理時に疑似症状が無いか栽培ほ場を注意深く観察し、疑わしい症状を確認した場合は最寄りの農林振興センター、病害虫防除所に問い合わせる。

表 キウイフルーツかいよう病の防除薬剤として使用可能な薬剤例
(令和7年5月9日現在)

薬剤名 (商品名)	FRAC コード	使用 方法	希釈倍数	使用時期	使用 回数	当該成分を含む 薬剤の 総使用回数
カスミン液剤	24	散布	400 倍	収穫 90 日前 まで	4 回 以内*	カスガマイシン 4 回以内*
		樹幹 注入	200 倍	収穫後～ 落葉前まで	1 回	
アグレプト水和剤	25	散布	1,000 倍	収穫 90 日前 まで	4 回 以内*	ストレプトマイシン 4 回以内*
アグレプト液剤	25	樹幹 注入	1,000 倍	収穫後～ 落葉前まで	1 回	
アグリマイシン-100	41・25	散布	1,000 倍	落花期まで	3 回 以内	オキシテトラ サイクリン 3 回以内 ストレプトマイシン 4 回以内*
トップジンMペースト	1	塗布	原液	剪定整枝 時、病患部 削り取り直 後、及び 病枝切除後	3 回 以内	チオファネート メチル 8 回以内 (塗布は 3 回以内) (散布は 5 回以内)
コサイド 3000	M1	散布	2,000 倍	収穫後～ 果実肥大期	—	—

*樹幹注入と散布の合計で 4 回以内

< 農薬使用上の注意事項 >

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度、確認する。
特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周
辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。
- 5 農薬の最新情報は、農薬登録情報提供システム (農林水産省) で確認できる。
農薬登録情報提供システム (農林水産省) <https://pesticide.maff.go.jp/>

※ 埼玉県農薬危害防止運動実施中！ (令和7年5月1日～8月31日)